岡山市
OKAYAMA CITY

平成27年度　7月版
自己点検シート

（人員・設備・運営編）

（介護予防）福祉用具貸与
特定（介護予防）福祉用具販売

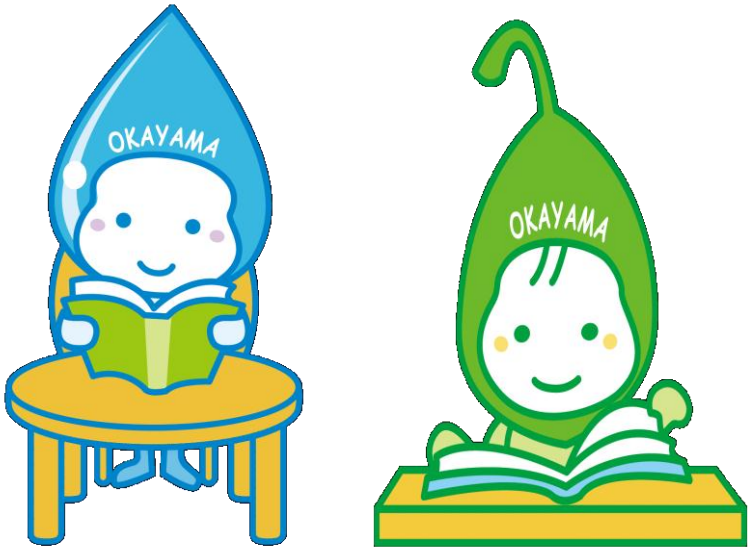

事業所番号：　３３

事 業 所 名：

点検年月日：平成　　年　　月　　日（　　）

点検担当者：

※次ページ以降の自己点検シート右欄「根拠・『介護報酬の解釈』参照頁・確認書類」における関係法令などの略称は、下記のとおりです。

【主な関係法令等】

・介護保険法（平成9年法律第123号）

・介護保険法施行令（平成10年政令第412号）

・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

【基準・解釈通知一覧】

種類	名称	凡例
基準条例	岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第85号）	居宅条例
	岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第90号）	予防条例
規則	岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年市規則第98号）	施行規則
	岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年市規則第103号）	予防施行規則
解釈通知	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）	基準解釈通知
	介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準について（平成25年岡事指第1221号）	市解釈通知
文献	（発行：社会保険研究所） 青　介護報酬の解釈１　単位数表編《平成27年4月版》 青　介護報酬の解釈２　指定基準編《平成27年4月版》 緑　介護報酬の解釈３　ＱＡ・法令編《平成27年4月版》	

字体により表記内容を区分しています。
　明朝体：福祉用具貸与、特定福祉用具販売共通事項
　　※福祉用具貸与のみに関する事項については「※福祉用具貸与」と記載
　斜　体：特定福祉用具販売に関する事項

　居宅条例：岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
　　（平成24年12月19日　条例第85号）
　予防条例：岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
　　（平成24年12月19日　条例第90号）

確　　認　　事　　項	適	否	「介護報酬の解釈」参照頁等・確認書類
総則　指定居宅サービスの事業の一般原則			
居宅条例【貸:3条・販:3条】 1　暴力団員の排除 ・　法人の役員及び管理者が、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員ではないか。	適		市解釈通知第１の４の(3)
2　虐待防止責任者の設置及び虐待防止研修の実施 (1) 虐待防止責任者を設置しているか。 (2) 従業者に対して、「高齢者虐待防止法」の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修を実施しているか。 (3) 利用者の居宅において虐待を発見した場合は、地域包括支援センター等に通報しているか。　事例の有・無	適 適 適		H24 集団指導資料Ｐ７
3　地域包括支援センターとの連携 ・　地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加しているか。　事例の有・無	適		市解釈通知第１の４の(4)
第１　基本方針			
居宅条例【貸:251条・販:268条】 ＊　指定福祉用具貸与・*指定特定福祉用具販売の事業運営の方針は*、「要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具・*特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整*等を行い、福祉用具を貸与・*特定福祉用具を販売することにより、利*用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。」という基本方針に沿ったものとなっているか。	適	否	赤本【貸:P302～】【予貸:P991】 ・運営規程
予防条例【予貸:241条・予販:258条】 ＊　指定介護予防福祉用具貸与・*指定特定介護予防福祉用具販売の事*業運営の方針は、「その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具・*特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与・特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回*	適	否	赤本【販:P324】【予販:P999】

確　　認　　事　　項	適	否	「介護報酬の解釈」参照頁等・確認書類
復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は改善を図る・向上を目指す。」という基本方針に沿ったものとなっているか。 ＊　運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。	適	否	・パンフレット等
第２　人員に関する基準			赤本【貸:P302～】【予貸:P991～】 【販:P324～】【予販:P999～】
居宅条例【貸:252条・販:269条】 予防条例【予貸:242条・予販:259条】 ＊　指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者、指定特定福祉用具販売事業者又は指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定福祉用具貸与事業者の人員基準を満たすことをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。（指定特定福祉用具販売事業者についても同様）			
１　福祉用具専門相談員の員数 居宅条例【貸:252条・販:269条】 予防条例【予貸:242条・予販:259条】 (1) 常勤換算方法で、２人以上いるか。 〇常勤換算方法＝個々の従業者の１週当たり平均勤務時間数（４週平均）の合計÷事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき１週当たりの時間数	適	否	・職員名簿、出勤簿、勤務表
(2) 福祉用具専門相談員は、以下の資格を有しているか。 〇保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士 〇介護員養成研修修了者（介護福祉士養成のための実務者研修課程、介護職員初任者研修課程） …　平成27年3月31日までに修了した者のみ 平成28年3月31日まで経過措置で相談員業務が可能 〇福祉用具専門相談員指定講習修了者（厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定する講習会の課程を修了し、当該講習会を行った者から当該講習会を修了した旨の証明書の交付を受けた者）	適	否	【介護保険法施行令】 第３条、第４条 ・資格証、職員履歴書
２　管理者 居宅条例【貸:253条・販:270条】 予防条例【予貸:243条・予販:260条】 ＊　常勤専従。ただし、管理上支障がない場合は、①②との兼務可。 ①当該事業所の他の職務 ②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務 ＝管理業務とする。兼務する職が当該事業所の管理業務と同時並行的に行えない場合は不可。 ※兼務不可の例 ＝福祉用具貸与管理者と通所介護介護職員（専従） ＝福祉用具貸与管理者と入所施設介護職員（専従）	適	否	・職員名簿、出勤簿、勤務表 ・福祉用具貸与記録

確　　認　　事　　項	適	否	「介護報酬の解釈」参照頁等・確認書類
第３　設備に関する基準			赤本【貸:P304】【予貸:P992】 【販:P326】【予販:P1000】
居宅条例【貸:254条・販:271条】 予防条例【予貸:244条・予販:261条】 ＊　指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防福祉用具貸与事業の設備に関する基準を満たすことをもって、指定福祉用具貸与事業の設備に関する基準を満たしているものとみなすことができる。（指定特定福祉用具販売事業者及び指定特定介護予防福祉用具販売事業者についても同様）			
(1) 専用の（若しくは、間仕切り又は特定された）区画があるか。 必要なスペースが確保されているか。 ①事務室 ②利用申込の受付・相談等に対応するのに適切なスペース ③福祉用具の保管、消毒のために必要なスペース	適	否	（基準通知） ・平面図 ・設備、備品台帳
(2) 設備及び器材の基準は、次のとおりとなっているか。 ①福祉用具の保管のために必要な設備	適	否	・消毒記録 ・保管記録
イ）清潔であること。	適	否	
ロ）既に消毒又は補修がなされている福祉用具と、それ以外の福祉用具を区分することが可能であること。	適	否	
②福祉用具の消毒のために必要な器材は、当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて、適切な消毒効果を有するものであること。	適	否	
第４　運営に関する基準			赤本【貸:P304～】【予貸:P994～】 【販:P326～】【予販:P1001～】
1　内容及び手続の説明及び同意 居宅条例【貸:8条・販:8条】（準用） 予防条例【予貸:51条の2・予販:51条の2】（準用） (1) あらかじめ、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得ているか	適	否	・重要事項説明書 ・同意に関する書類 ・利用申込書
・当該同意は書面によって確認されているか。	適	否	
(2) 重要事項を記した文書は分かりやすいか。	適	否	
・不適切な事項や漏れはないか。	適	否	
※重要事項最低必要項目 ①運営規程の概要 ②従業者の勤務体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制 ⑤利用者から事業者への緊急連絡先など			
2　提供拒否の禁止 居宅条例【貸:9条・販:9条】（準用） 予防条例【予貸:51条の3・予販:51条の3】（準用） ＊　正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。	適	否	・利用申込受付簿 ・要介護度の分布が分かる資料
※正当な理由の例 ①事業所の現員では対応しきれない。 ②利用者の居住地が実施地域外である。 ③適切な指定福祉用具貸与・*指定特定福祉用具販売*を提供することが困難である。			

確　　認　　事　　項	適	否	「介護報酬の解釈」参照頁等・確認書類
＊　要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。	適	否	
3　サービス提供困難時の対応 居宅条例【貸:10条・販:10条】（準用） 予防条例【予貸:51条の4・予販:51条の4】（準用） ＊　居宅介護支援事業者等への連絡を行っているか。	適	否	・サービス提供依頼書
4　受給資格等の確認 居宅条例【貸:11条・販:11条】（準用） 予防条例【予貸:51条の5・予販:51条の5】（準用） (1) サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によって確認しているか。 ①被保険者資格 ②要介護認定等の有無 ③要介護認定等の有効期間 ・確認した後は、利用者へ被保険者証を返却しているか。 (2) 認定審査会意見が記載されている場合は、それに配慮したサービスを提供するよう努めているか。	適 適 適	否 否 否	・利用者に関する記録
5　要介護認定等の申請に係る援助 居宅条例【貸:12条・販:12条】（準用） 予防条例【予貸:51条の6・予販:51条の6】（準用） (1) 要介護認定を受けていない場合は、説明を行い、必要な援助を行っているか。 ※必要な援助＝既に申請が行われているかどうか確認し、申請をしていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて申請を促すこと。 (2) 更新の申請は、有効期間の終了する６０日前から、遅くとも３０日前にはなされるよう必要に応じて援助を行っているか。	適 適	否 否	・利用者に関する記録
6　心身の状況等の把握 居宅条例【貸:13条・販:13条】（準用） 予防条例【予貸:51条の7・予販:51条の7】（準用） ＊　サービス担当者会議、本人や家族との面談等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の福祉サービス等の利用状況の把握に努めているか。	適	否	・利用者に関する記録
7　居宅介護支援事業者等との連携 居宅条例【貸:14条・販:14条】（準用） 予防条例【予貸:51条の8・予販:51条の8】（準用） (1) サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他サービス提供者との連携を図っているか。 (2) サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行い、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及びその他サービス提供者との連携を図っているか。	適 適	否 否	・情報提供の記録 ・指導の記録

確　　認　　事　　項	適	否	「介護報酬の解釈」参照頁等・確認書類
8　法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ※福祉用具貸与のみ 居宅条例【貸:15条】（準用）　予防条例【予貸:51条の9】（準用） 〔法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合〕 ＊　法定代理受領サービスを受ける要件の説明を行っているか。 ※受けるための要件 ①居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、 ②その居宅サービス計画に基づく居宅サービスを受けること。	適	否	
9　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 居宅条例【貸:16条・販:16条】（準用） 予防条例【予貸:51条の10・予販:51条の10】（準用） ＊　計画に沿った指定福祉用具貸与・*特定福祉用具販売*を提供しているか。	適	否	・福祉用具貸与計画書 ・サービス提供票
10　居宅サービス計画等の変更の援助 居宅条例【貸:17条・販:17条】（準用） 予防条例【予貸:51条の11・予販:51条の11】（準用） 〔居宅サービス計画の変更を希望する場合〕 ＊　居宅介護支援事業者への連絡を行っているか。 ＊　法定代理受領サービスとして提供するためには、支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。	適 適	否 否	
11　身分を証明する書類の携行 居宅条例【貸:18条・販:18条】（準用） 予防条例【予貸:51条の12・予販:51条の12】（準用） (1) 身分を明らかにする書類、名札等を携行しているか。 ・初回訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められたときはこれを提示する旨従業者に指導しているか。 指導者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　指導時期＿＿＿＿＿＿＿＿ (2) 証書等に、事業所の名称、従業者の氏名を記載しているか。 （従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。）	適 適 適	否 否 否	・実態確認 ・就業規則 ・業務マニュアル ・研修マニュアル
12　サービスの提供の記録 居宅条例【貸:19条】（準用）　予防条例【予貸:51条の13】（準用） (1) 福祉用具貸与の提供の開始日、終了日、種目、品名等の実績を記録しているか。 (2) 利用者から申出があった場合には、適切な方法により実績の情報を利用者に提供しているか。	適 適	否 否	・サービス提供票 ・福祉用具貸与記録
12　サービスの提供の記録 居宅条例【販:272条】　予防条例【予販:262条】 *(1) 特定福祉用具販売の提供日、提供した具体的なサービス内容、利用者の心身の状況等を記録しているか。* *(2) 利用者から申出があった場合には、適切な方法により実績の情報を利用者に提供しているか。*	適 適	否 否	・福祉用具販売記録

確　　認　　事　　項	適	否	「介護報酬の解釈」参照頁等・確認書類
13　利用料等の受領 居宅条例【貸:255条】　予防条例【予貸:245条】 〔法定代理受領サービスに該当する場合〕 (1)　１割相当額の支払いを受けているか。 (8月以降は1割又は2割) 〔法定代理受領サービスに該当しない場合〕 (2)　１０割相当額の支払いを受けているか。 ・基準額との間に不合理な差額が生じていないか。 〔その他の費用の支払を受けている場合〕 (3) 次に掲げる費用の額以外の支払いを受けていないか。次に掲げる費用は運営規程に従い適正に徴収されているか。 ア）実施地域以外の居宅において福祉用具貸与を行う場合の交通費 イ）福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合に要する費用 (4) (3)の支払いを受ける場合には、その内容及び費用について予め利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得ているか。 (5) 利用者から前払いで利用料を徴収している場合は、要介護認定の有効期間を超える分について前払いの利用料を徴収していないか。 (6) 利用料等の支払いを受けた都度、領収証を交付しているか。 (7) 領収証については、保険給付に係る１割負担部分と保険給付対象外のサービス部分（個別の費用ごとに明記したもの）に分けて記載しているか。 ＊　課税の対象外に消費税を賦課していないか。	適 適 適 適 適 適 適 適	否 否 否 否 否 否 否 否	・領収証控 ・領収証控 ・車両運行日誌 ・同意書 ・領収証控 法第41条第8項 施行規則第65条
13　販売費用の額等の受領 居宅条例【販:273条】　予防条例【予販:263条】 *(1) 現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額(以下「販売費用の額」)の支払いを受けているか。* *〔その他の費用の支払を受けている場合〕* *(2) 次に掲げる費用の額以外の支払いを受けていないか。次に掲げる費用は運営規程に従い適正に徴収されているか。* *ア）実施地域以外の居宅において特定福祉用具販売を行う場合の交通費* *イ）特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用* *(3) (2)の支払いを受ける場合には、その内容及び費用について予め利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得ているか。* *・上記の同意は、文書に利用者等の署名を受けることにより行っているか。*	適 適 適 適	否 否 否 否	

確　　認　　事　　項	適	否	「介護報酬の解釈」参照頁等・確認書類
14　保険給付の請求のための証明書の交付 居宅条例【貸:21条】（準用）　予防条例【予貸:50条の2】（準用） 〔法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合〕 ＊　サービスの内容、費用の額等を記したサービス提供証明書を交付しているか。	適	否	
14　保険給付の申請に必要となる書類等の交付 居宅条例【販:274条】　*予防条例【予販:264条】* ＊　*指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払いを受けた場合は、以下のものを利用者に交付しているか。* *イ　当該指定特定福祉用具販売事業所の名称、提供した特定福祉用具の種目の名称、品目の名称、及び販売費用の額等を記載した証明書* *ロ　領収書* *ハ　当該特定福祉用具販売のパンフレット等*	適	否	
15　福祉用具貸与・*特定福祉用具販売の基本取扱方針* 居宅条例【貸:256条・販:256条（準用）】 予防条例【予貸:253条・予販:267条】 (1) 利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止、要介護状態となることの予防、利用者を介護する者の負担軽減に資するよう、目標を設定し、計画的に行われているか。	適	否	・福祉用具貸与計画 ・*特定福祉用具販売計画* ・福祉用具貸与記録 ・サービス提供記録
(2) 常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具の貸与・*販売をしているか。*	適	否	・評価を実施した記録
(3) 提供する福祉用具貸与・*特定福祉用具販売の質の評価を行い*、常にサービスの改善を図っているか。	適	否	
・自ら行う評価に限らず、外部の者による評価（利用者アンケート等を含む）など、多様な評価方法を用いること。	適	否	
**16　福祉用具貸与・*特定福祉用具販売の具体的取扱方針* 居宅条例【貸:257条・販:275条】 予防条例【予貸:254条・予販:268条】 (1) サービスの提供に当たっては、福祉用具貸与計画・*特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じているか。*	適	否	・福祉用具貸与計画 ・*特定福祉用具販売計画* ・使用説明書 ・相談に関する記録 ・同意に関する記録
・*貸与・販売の提供は、福祉用具専門相談員が自ら行っているか。*	適	否	
・目録等の文書を示して*特定福祉用具の機能、使用方法、利用料・販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の貸与・販売に係る同意を得ているか。*	適	否	
(2) *特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行っているか。*	適	否	・点検に関する記録
(3) 利用者の身体の状況等に応じて*特定福祉用具の調整を行うとともに*、使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に*特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。*	適	否	・使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等に関する記録 ・取扱説明書
・電動車椅子、移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具は、訓練操作の必要性等、利用に際しての注意事項を十分説明しているか。※福祉用具貸与	適	否	

確　　認　　事　　項	適	否	「介護報酬の解釈」参照頁等・確認書類
・自動排泄処理装置等の使用に際し、衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明しているか。	適	否	
※福祉用具貸与 *・腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し、衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等、利用に際しての注意事項を十分説明しているか。*	適	否	
(4) 利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っているか。	適	否	
・修理を行った場合は、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行っているか。※福祉用具貸与			
・自動排泄処理装置等の使用に際し、衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施しているか。※福祉用具貸与	適	否	・居宅サービス計画 ・直近の認定調査票の必要な部分の写しの内容が確認できる文書 （軽度者に係る対象外種目を貸与している場合）
(5) 居宅サービス計画に位置付けられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるよう、サービス担当者会議等を通じて福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供等を行っているか。	適	否	
また、必要に応じて随時その必要性が検討され、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるよう、サービス担当者会議等を通じて助言及び情報提供を行っているか。	適	否	
※福祉用具貸与 *(6) 居宅サービス計画に位置付けられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるよう、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供等を行っているか。*	適	否	
(7) 認知症、障害等により判断能力が不十分な利用者に対し、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者又は家族に紹介する等、関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるよう、支援に努めているか。	適	否	
17　福祉用具貸与計画・*特定福祉用具販売計画の作成* 居宅条例【貸:258条・販:276条】 予防条例【予貸:255条・予販:269条】			・福祉用具貸与計画 ・*特定福祉用具販売計画* ・居宅サービス計画
(1) 利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与・*特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための*具体的なサービスの内容等を記載して作成しているか。	適	否	
・特定福祉用具販売の利用があるときは特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しているか。※福祉用具貸与	適	否	青本P432　問101
・福祉用具貸与の利用があるときは福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しているか。	適	否	
＜計画に記載すべき事項＞ ・利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等） ・福祉用具が必要な理由 ・福祉用具の利用目標 ・具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由 ・その他関係者間で共有すべき事項（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等）			

確　　認　　事　　項	適	否	「介護報酬の解釈」参照頁等・確認書類
(2) 既に居宅サービス計画（介護予防サービス計画）が作成されている場合は当該居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の内容に沿って作成しているか。	適	否	
・福祉用具貸与計画の作成後に居宅サービス計画（介護予防サービス計画）が作成された場合は当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。※福祉用具貸与	適	否	
(3) 福祉用具貸与計画・*特定福祉用具販売計画の作成に当たっては*、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	適	否	
(4) 福祉用具貸与計画・*特定福祉用具販売計画*を作成した際には、当該福祉用具貸与計画・*特定福祉用具販売計画*を利用者に交付しているか。	適	否	
(5) 福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行っているか。※福祉用具貸与	適	否	
＜介護予防福祉用具貸与計画について＞　予防条例【予貸:255条】			
(1) 介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行っているか。	適	否	・福祉用具貸与計画 ・介護予防サービス計画
介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間が終了するまでに、少なくとも１回を目安としてモニタリングを行うこと。	適	否	
介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間終了後のモニタリングを行うこと。	適	否	
(2) モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しているか。	適	否	
(3) モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行っているか。	適	否	
18　利用者に関する市町村への通知 居宅条例【貸:27条・販:27条】（準用） 予防条例【予貸:52条の3・予販:52条の3】（準用）			・市町村に送付した通知に係る記録
＊　福祉用具貸与・*販売を受けている利用者が、次に該当する場合は*、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ①正当な理由なしに福祉用具貸与・販売の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められる。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとした。	適	否	
19　管理者の責務 居宅条例【貸:57条・販:57条】（準用） 予防条例【予貸:54条・予販:54条】（準用）			・組織図、組織規定 ・業務日誌等
(1) 管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	適	否	・運営規程
(2) 管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるための指揮命令を行っているか。	適	否	

確　　認　　事　　項	適	否	「介護報酬の解釈」参照頁等・確認書類
20　運営規程 居宅条例【貸:259条・販:259条（準用）】 予防条例【予貸:246条・予販:246条（準用）】 ＊　運営規程に次の①～⑥が記載されているか。運営規程は、実際に行っているサービスの内容と合致しているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 **→利用期間が１月に満たない場合の算定方法等の記載があるか。** （日割り計算 or 半月単位の計算方法）※福祉用具貸与 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥その他運営に関する重要事項 →福祉用具の消毒方法が記載されているか。	適 適 適	否 否 否	・運営規程 ・指定申請書及び変更届（写）
21　勤務体制の確保等 居宅条例【貸:110 条・販:110 条】（準用） 予防条例【予貸:124 条の 2・予販:124 条の 2】（準用） (1) 適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を月ごとに定めているか。（勤務計画が作成されているか。） ※勤務体制が勤務表（原則として月ごと）により明確にされているか。専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。 (2)当該事業所の従業者によってサービスの提供が行われているか。 ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務（運搬、回収、修理、保管、消毒等）については、この限りでない。 ・保管又は消毒を第三者に委託した場合は、委託等の契約の内容において適切な方法により行われることを担保しているか。	適 適 適 適	否 否 否 否	
22　適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等 居宅条例【貸:260条・販:260条（準用）】 予防条例【予貸:247条・予販:247条（準用）】 ＊　福祉用具専門相談員の資質向上のために、*特定福祉用具の構造*、使用方法等についての継続的な研修を、定期的かつ計画的に受けさせているか。 ・研修は、高齢者の人権擁護や虐待防止等、「高齢者虐待防止法」の趣旨及び内容を踏まえたものであること。	適 適	否 否	・研修修了証明書 ・研修計画 ・研修会資料
23　*特定福祉用具の取扱種目* 居宅条例【貸:261条・販:261条（準用）】 予防条例【予貸:248条・予販:248条（準用）】 ＊　利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の*特定福祉用具を取り扱うようにしているか。*	適	否	・目録等
24　衛生管理等　※福祉用具貸与 居宅条例【貸:262条】　予防条例【予貸:33条（準用）】 (1) 従業者の清潔の保持、健康状態について、必要な管理を行っているか。 ①健康診断を実施しているか。 ②衛生マニュアル、健康マニュアル類を策定しているか。 ③感染を予防するための備品等を備えているか。 （使い捨て手袋、手指洗浄設備等）	適 適 適 適	否 否 否 否	・洗濯の記録 ・健康診断の記録 ・衛生マニュアル ・支出関係証拠書類

確　　認　　事　　項	適	否	「介護報酬の解釈」参照頁等・確認書類
(2) 回収した福祉用具の種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しているか。	適	否	・消毒に関する記録 ・保管に関する記録
・消毒は、福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた清拭等、その種類、材質等からみて適切な消毒方法により消毒を行っているか。	適	否	
・自動排泄処理装置を扱う場合は、製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理（分解洗浄、部品交換、動作確認等）が確実に実施されているか。	適	否	
(3) 福祉用具の保管・消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合は、委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しているか。	適	否	・業者との委託契約書
・担保するために、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めているか。	適	否	
①委託等の範囲	適	否	
②委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件	適	否	
③受託者等の従業者により委託等業務が運営基準に従って適切に行われていることを福祉用具貸与事業者が定期的に確認する旨	適	否	・結果に関する記録
④福祉用具貸与事業者が委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨	適	否	・指示に関する記録
⑤福祉用具貸与事業者が委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう④の指示を行った場合において、措置が講じられたことを福祉用具貸与事業者が確認する旨	適	否	・結果に関する記録
⑥受託者等が実施した委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在	適	否	
⑦その他委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項	適	否	
(4) 福祉用具貸与事業者は、(3)の③及び⑤の確認の結果の記録を作成しているか。また、④の指示は、文書で行っているか。	適	否	・業者との委託契約書 ・結果に関する記録
(5) 福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めているか。	適	否	・衛生管理の記録
24　衛生管理等 居宅条例【販:262条】　予防条例【予販:55条の3】（準用）			
(1) 従業者の清潔の保持、健康状態について、必要な管理を行っているか。	適	否	
①健康診断を実施しているか。	適	否	・健康診断の記録
②衛生マニュアル、健康マニュアル類を策定しているか。	適	否	・衛生マニュアル
③感染を予防するための備品等を備えているか。 *（使い捨て手袋、手指洗浄設備等）*	適	否	・支出関係証拠書類
(2) 設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 *（設備の清掃、消毒、備品等の保管方法、保管状態）*	適	否	・清掃、消毒の記録

確　　認　　事　　項	適	否	「介護報酬の解釈」参照頁等・確認書類
25　掲示及び目録の備え付け 居宅条例【貸:263条・販:263条（準用）】 予防条例【予貸:250条・予販:250条（準用）】			
(1) 重要事項を掲示しているか。掲示方法（場所、文字サイズ等）は適切か。	適	否	・実地確認 ・重要事項説明書
・掲示事項はすべて掲示されているか。 ①運営規程の概要 ②従業者の勤務体制 ③苦情に対する措置の概要 ④利用料	適	否	
・掲示事項の内容、実際に行っているサービス内容、届け出ている内容が一致しているか。	適	否	・備え付けの目録
(2) 利用者の福祉用具の選択に資するため、取り扱う*特定福祉用具*の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。	適	否	
26　秘密保持等 居宅条例【貸:35条・販:35条】（準用） 予防条例【予貸:55条の5・予販:55条の5】（準用）			
(1) 利用者の個人記録の保管方法は適切か。	適	否	・個人情報の保管場所・就業時の取り決め等の記録 ・利用者の同意書
(2) 秘密保持のため、必要な措置を講じているか。（例えば、就業規則に盛り込むなど雇用時の取決め等を行っているか。）	適	否	
(3) サービス担当者会議など部外で個人情報を用いる場合は、利用者（家族）に適切な説明（利用の目的、使用される範囲など）がされ、文書による同意を得ているか。同意内容以外の事項まで情報提供していないか。	適	否	
27　広告 居宅条例【貸:36条・販:36条】（準用） 予防条例【予貸:55条の6・予販:55条の6】（準用）			
＊　虚偽又は誇大な内容の広告となっていないか。	適	否	・パンフレット
＊　広告の内容が、施設の概要や運営規程と異なる点はないか。	適	否	・ポスター、広告
28　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 居宅条例【貸:37条・販:37条】（準用） 予防条例【予貸:55条の7・予販:55条の7】（準用）			
＊　居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適	否	
29　苦情処理 居宅条例【貸:38条・販:38条】（準用） 予防条例【予貸:55条の8・予販:55条の8】（準用）			
(1) 苦情を受け付けるための相談窓口があるか。	適	否	・運営規程
・苦情処理の体制、手続きが定められているか。	適	否	・苦情処理マニュアル
・苦情に対する措置の概要について、利用者及びその家族に適切に説明しているか。重要事項説明書に記載されているか。	適	否	・重要事項説明書
・苦情に対する措置の概要を掲示しているか。	適	否	・苦情記録
・苦情に対して速やかに対応しているか。	適	否	
(2) 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しているか。	適	否	
(3) 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適	否	
(4) 市町村が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。市町村との連携は図られているか。	適	否	

確　　認　　事　　項	適	否	「介護報酬の解釈」参照頁等・確認書類
(5) 市町村の求めがあった場合には、(4)の改善内容を市町村に報告しているか。	適	否	
(6) 国保連が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。国保連との連携は図られているか。	適	否	
(7) 国保連の求めがあった場合には、(6)の改善内容を国保連に報告しているか。	適	否	
30　地域との連携 居宅条例【貸:39条・販:39条】（準用） 予防条例【予貸:55条の8・予販:55条の8】（準用） 利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業（介護相談員を派遣する事業）その他の市町村が実施する事業（広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業）に協力するよう努めているか。	適	否	
31　事故発生時の対応 居宅条例【貸:40条・販:40条】（準用） 予防条例【予貸:55条の10・予販:55条の10】（準用） (1) 事故発生時の市町村、家族、居宅介護支援事業者等に対して連絡体制が整えられているか。	適	否	・連絡体制図 ・フェイスシート ・連絡マニュアル
・事故発生時の対応方法が定められているか。	適	否	・保険証書 ・事故記録
・損害賠償保険に加入しているか。（又は賠償資力を有するか。）	適	否	
(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。	適	否	
・市の指針に基づき、市（事業者指導課）へ報告しているか。	適	否	
・事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止策を講じているか。	適	否	
(3) 賠償すべき事故が生じた場合、速やかに損害賠償を行っているか。	適	否	
32　会計の区分 居宅条例【貸:41条・販:41条】（準用） 予防条例【予貸:55条の11・予販:55条の11】（準用） 事業所ごとの経理区分となっているか。 （福祉用具貸与・*販売の会計とその他の事業の会計を区分しているか。*）	適	否	・会計関係書類
33　記録の整備 居宅条例【貸:264条・販:277条】 予防条例【予貸:251条・予販:265条】 (1) 従業者、設備、備品、会計に関する諸記録を整備しているか。	適	否	・職員名簿 ・設備、備品台帳 ・会計関係書類 ・苦情記録・事故記録
(2) 利用者に対する福祉用具貸与の提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から５年間保存しているか。	適	否	
①福祉用具貸与計画・*特定福祉用具販売計画*			
②提供した具体的なサービスの内容等の記録			
③設備及び備品の衛生的な管理に係る記録			
④市町村への通知に係る記録			
⑤苦情の内容等の記録			
⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録			
第５　変更の届出			
＊　変更の届出が必要な事項については、適切に届出されているか。	適	否	・届出書類の控
・事業所の専用区画は届け出ている区画と一致しているか。	適	否	
・管理者は届け出ている者と一致しているか。	適	否	
・運営規程は届け出ているものと一致しているか。	適	否	